

平成30年度 事業計画書

【交通情勢】

昨年の県内の交通事故は、発生件数、死者及び負傷者数とも前年対比で減少し、特に死者数については大幅な減少を見せたものの、全死者数に占める高齢者の割合が高いほか、依然として飲酒運転や歩行者保護意識の欠如等「交通ルールの基本」を無視した交通事故が後を絶たないなど、県内の交通情勢は、極めて憂慮すべき情勢下にある。

岩手県交通安全協会は、平成30年度においても交通事故を減少させ、「安全で快適な交通社会」の実現を目指して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体と緊密な連携の下、以下の事業を推進する。

第1 会費の収納業務

盛岡運転免許センターの窓口業務を通じて、会員の加入促進や各地区交通安全協会に対する連絡業務等を適切に推進する。

- 30年度県内の更新予定者数133,624人（前年度比－10,200人）

第2 会員対策の推進

1 窓口業務の推進

更新時講習等は、会員と接触して入会勧誘する絶好の機会であることから、誠実・親切的な対応を基本として諸対策を推進する。

- 協会活動の目的・事例紹介等を盛り込んだリーフレットを作成し、窓口で説明配布することで、協会活動に対する理解が得られるよう効果的な広報活動を推進する。
- 協会活動を紹介したパネル・ポスターを作成して窓口に掲示し、協会活動を視覚的にアピールすることで効果的な広報活動を推進する。
- 入会会員に対する見舞金制度やチャイルドシートの無料貸し出しをはじめ、希望者に対する免許証ケースの提供等会員特典について広報を推進する。

2 新たな会員特典制度の導入

- 要望が多かった協賛店制度の導入をめざし、既に実施している他県のノウハウ等を参考にして、当県の実態に即した具体的な方策を検討の上、実現に向けて推進する。

3 広報活動の推進

交通安全協会は、交通安全対策という公益事業を積極的に推進している団体であることを、あらゆる機会を捉えて広報する。

- 本年度も、県や自治体及び警察と連携を図り、体験型交通安全教育資器材を積極的に活用して、より教育効果の高い交通安全活動を推進するとともに、協会活動についての理解の促進に努める。
- 主として交通安全運動期間を中心に、広報活動を計画的に実施するなど協会活

動に対する理解の促進に努める。

- ホームページの内容をタイムリーに更新することで、協会活動の広報及び運転者等に有益な情報提供を積極的に推進する。

第3 交通安全対策の推進

1 活動の重点

警察及び関係機関・団体との緊密な連携の下、岩手県交通安全対策協議会が主唱する平成30年度「正しい交通ルールを守る県民運動」実施要綱に基づき、次の活動を重点項目として推進する。

(1) ライトの早め点灯・反射材用品等の着用

夕暮れ時間帯・夜間の歩行者が関係する事故は、発見の遅れが要因の一つであり、特に9月以降、日没後の重大事故が多発することから、相互に気付き気付かせることを目的とした「3（サン）ライト運動」を推進する。

- ① ライトの早め点灯、原則上向きライト（ハイビーム）走行

※9月21日から3月31日まで、午後4時からの早め点灯を呼びかける。

- ② 反射材用品、LEDライト等の着用

- ③ 右（ライト）からの横断者、左からの車に注意

(2) スピードダウンの徹底

スピードの出し過ぎは、運転者の視野を狭くし、危険の発見や緊急時の判断を遅らせるほか、交通事故時の衝撃が大きくなるなど、重大な結果をもたらすことから、制限速度を守ることはもちろん、交通環境や道路状況に応じた安全な走行速度の実践を推進する。

(3) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用

県内のシートベルト着用率は、運転席・助手席は高いものの、一般道路での後部席は、低い状況にあることから、全座席でのシートベルトの着用効果と重要性を周知して着用率を高め、交通安全への意識付けと交通事故発生時の被害軽減を図る。

(4) 飲酒運転の根絶

少しのアルコールでも運転への影響は大きく、また、事故当事者の人生にも多大な影響を与える重大犯罪である飲酒運転の根絶を目指す。

(5) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者に「自転車は車両である」ことを自覚させ、左側の通行・整備不良車運転の禁止など交通ルールの遵守と交通マナーの実践、各種保険制度への加入により、安全な自転車利用を推進する。

2 交通安全資器材レンタル事業等の推進

子供の自動車乗用中の被害軽減を図るため、チャイルドシートやベビーシートレンタル事業について、さらに整備を促進するとともに、貸し出し時における正しい着用方法についての指導を推進する。

また、交通安全教育DVD等のレンタル事業を通じ、事業所等の交通安全活動に対する支援と交通安全意識の高揚を図る。

3 会報の発行

年4回発行している機関紙「交通いわて」について、できるだけ地区協会の活動を写真入りで紹介することにより、交通安全協会の活動が県民に理解され、さらに支援

を得られるような内容の充実に努める。

4 ホームページの充実

ホームページ（携帯サイト等）の内容について、協会活動はもとより、道交法改正の話題や交通事故防止に関するお知らせなど事業所や運転者が必要としている交通安全情報をタイムリーに掲載することで、交通安全及び協会活動に対する知識と理解を深めるような広報を推進する。

5 広報資料の作成

季節交通安全運動を中心に、リーフレットやチラシ等の広報資料を作成して、地区交通安全協会に配布を依頼するとともに、関係機関・団体に配布するなど広報資料の効率的な活用に努める。

6 メディアなどを媒体とした広報活動

各種広報媒体の中でもテレビが最もイメージ効果が見込まれることから、テレビ局を活用した交通安全スポット放送を実施する。

7 参加・体験型交通安全教育資器材の活用

(1) 教育資器材の貸出

交通安全意識の高揚と協会活動のPRも兼ねて、各種イベントや講習会開催時において、「クイック・アーム」「飲酒体験ゴーグル」等の体験型教育資器材を貸し出し、交通安全意識の普及高揚を図る。

(2) 高齢者事故の発生実態を踏まえた高齢者対象体験型交通安全講座の推進

警察と連携を図り、高齢者の関与する交通事故の発生状況を踏まえ、効果的な地区を選定の上、自転車シミュレーター、視野診断計、クイックアーム等の交通安全教育資器材及び担当する職員を派遣し、加齢に伴う身体機能の変化を認識させ、それに応じた安全な道路通行方法を体得できるような体験型交通安全講座を実施することで、交通安全意識の啓発を図る。

(3) 交通安全教育資器材の常設展示と希望者に対する体験の実施

当協会2階会議室に各種教育資器材を展示しておき、希望者に体験させることにより、交通安全意識の啓発及び協会活動に対する知識と理解の向上を図る。

なお、教育資器材については、貸出していることもあるため、予約制としてホームページ上でも広報する。

第4 交通安全競技会及び講習会の開催

1 第51回交通安全子供自転車岩手県大会の開催（共催：岩手県警察本部 後援：岩手県）

7月9日（月）、岩手県営運動公園内の交通公園において、小学校児童を対象に、競技を通じて交通ルールやマナーを身につけさせ、交通事故の防止を図ることを目的として開催する。

また、優勝校は、8月8日（水）東京で開催される第53回交通安全子供自転車全国大会に、本県代表として派遣する。

2 シニア・ドライバーズ スクール（共催：日本自動車連盟岩手県支部 後援：岩手県警察本部）

8月25日（土）自動車運転免許試験場において、高齢運転者の交通事故防止を図るため、見通しの悪い交差点通過方法、急ブレーキ及びサポカー体験等の高齢運転者

対象参加・体験型交通安全講習会を開催する。

3 グッドライダーミーティング岩手（共催：岩手県二輪車普及安全協会 後援：岩手県警本部）

5月13日（日）、7月15日（日）、9月16日（日）の3回、自動車運転免許試験場において、二輪運転者の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、参加・体験型の交通安全講習会を開催する。

なお、当協会主催の二輪車安全運転岩手県大会については、二輪車安全運転全国大会（全日本交通安全協会及び警察庁共催）の廃止に伴い、今年度から開催を見合わせることにした。

第5 各季交通安全運動等の推進

交通安全運動の実施にあたっては、県交通安全対策協議会を構成する関係機関・団体が連携して、重点を絞った活動を一元的一体的に推進する。

1 全国運動

(1) 春の全国交通安全運動

ア 期間 4月6日（金）～4月15日（日）

イ 運動の重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

ウ スローガン 「よくみせて ちいさなきみの おおきなて」

エ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（火）

(2) 秋の全国交通安全運動

ア 期間 9月21日（金）～9月30日（日）

イ 運動の重点 交通対策本部の決定に準じる

ウ スローガン 「行けるはず まだ渡れるは もう危険」

エ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（日）

2 県民運動

(1) 夏の交通事故防止県民運動

ア 期間 8月1日（水）～8月10日（金）

イ 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

ウ スローガン 「ぶつかるよ ながら運転 じこのもと」

(2) 高齢者の交通事故防止県民運動

ア 期間 10月17日（水）～10月31日（水）

イ 運動の重点

- ① 人も車も自転車も「止まって確認」の励行
- ② 反射材用品等の着用推進

③ ライトの早め点灯、原則上向きライト走行の推進
ウ スローガン 「反射材 自分をアピール 防ぐ事故」

(3) 冬の交通事故防止県民運動

ア 期間 12月1日(土)～12月10日(月)

イ 運動の重点

- ① 冬道用タイヤ装着の徹底
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ スピードダウンの徹底
- ④ 反射材用品等の着用推進

ウ スローガン 「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」

3 自転車の安全利用推進期間

ア 期間 5月8日(火)～5月17日(木)

イ スローガン 「自転車は 車といっしょ 左側」

第6 交通安全活動推進センター事業の推進

岩手県公安委員会から指定を受けた交通安全活動推進センターとして、道路における交通安全に関する広報活動、道路使用許可に係る道路調査、交通事故の相談業務等を適正に推進する。

また、地域交通安全活動推進委員連絡協議会に関する事務及び委員が任務を適切に遂行するため、ブロック研修会、会報の発行等必要な支援・協力を行う。

第7 交通安全功労等の表彰

1 交通安全表彰の選考・上申

交通栄誉章緑十字金・銀章(警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰)及び同銅章(全日本交通安全協会会長表彰)の対象となる交通安全功労者、優良運転者並びに交通安全優良団体・同学校表彰等の上申手続きを行う。

2 東北管区表彰の選考・上申

東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰の対象となる交通安全功労者、優良運転者、交通安全優良団体、優良交通安全協会の選考及び上申手続きを行う。

3 県表彰の選考

県警察本部長・県交通安全協会会長連名の対象となる交通安全功労者・優良運転者・優良団体の選考及び表彰を行う。

第8 委託事業の推進

1 講習事業の推進

(1) 人材の確保と講習能力の向上

ア 道路交通関係法令及び安全運転技能に精通した講習指導員の確保に努め、人的基盤の強化を図る。

イ 講習指導員の講義及び実車指導の能力向上を図るため、計画的に各センターの巡回教養を実施する。

ウ 安全運転中央研修所及び全日本交通安全協会が主催する各種講習会や研修会に参加させ、その資質及び講習技能の向上を図る。

(2) 停止処分者講習の充実

シミュレーター診断及び運転適性検査機（ＣＲＴ）等、教育資器材の効果的な活用を図るとともに実車指導の要領について指導能力の向上を図る。

(3) 違反者講習の充実

社会参加活動について、より効果が上がるような場所、時間帯の選定を行うとともに実車運転を洗濯した者については、法令遵守を重点とする指導を行う。

(4) 更新時講習の充実

優良運転者講習用のDVDを適宜整備し、講習内容の充実を図る。

(5) 特定任意講習の充実

受講者が、同一水準の講習が受講できるよう、適正な会場の確保に努めるほか、パワーポイントの活用及び安全運転自己診断の実施により講習内容の充実を図る。

(6) 原付技能講習の充実

原付免許取得者にとって唯一の運転技能講習であることから、原付指導員に対する研修を行い、講習内容の充実を図るほか、各センターに配備されている原付自転車並びにヘルメット等を更新・整備を推進する。

2 その他の委託事業

(1) 自動車保管場所証明業務等の推進

自動車保管場所証明及び同データ入力業務について、個人情報保護の徹底と調査・入力業務を適正に推進する。

また、調査業務を担当する職員に対する研修会を開催するなど、適正な証明事務を行うための指導を徹底する。

(2) パーキング・チケット管理業務の推進

盛岡市内のパーキング・チケットの発給設備に係る手数料収納事務及び同維持管理並びに違反車両に対する駐車指導を適正に行う。

(3) 運転免許関係業務

ア 運転免許更新連絡書、高齢者講習受講通知書等の発送業務の推進

運転免許更新者に対する「運転免許更新連絡書」、「高齢者講習受講通知書」及び「認知機能検査結果通知書」の発送業務を適正に行う。

イ 住所地以外の公安委員会を経由した更新免許証代理受領・郵送業務の実施

優良運転者に対する住所地以外の公安委員会を経由した免許証の更新申請について、代理受領・郵送業務を適切に行う。

(4) 交通公園管理業務

（公財）岩手県スポーツ振興事業団から委託を受けた交通公園の維持管理及び交通安全指導業務について、利用者の事故防止に配慮しながら、適正に推進する。

第9 キャンペーン等への協力

交通関係機関・団体等が主催するイベントなどについて必要な協賛・支援を行う。

- 正しい交通ルールを守る運動県民大会（県交通安全対策協議会）
- 岩手県交通安全公共パネル展（県屋外広告美術業協同組合）
- 自治体で行う交通安全教室（盛岡市等）
- 自転車対象の交通安全教室（各小学校、中学校、高校等）
- 交通安全キャンペーン放送（テレビ岩手・エフエム岩手）

- 交通安全スポット企画（岩手朝日テレビ、岩手めんこいテレビ）
- 高校生交通安全 CM コンテスト（交対協及びテレビ局）

第10 その他

1 岩手県交通安全母の会連合会事務局の業務

岩手県交通安全母の会連合会の事務局として、交通安全協会との連携を図りながら理事会、総会等の適正な運営に努め、交対協からの委託事業「交通安全は家庭から運動促進事業」をはじめ交通事故防止対策を効果的に推進する。

2 TSマーク普及のための広報活動推進

（公財）日本交通管理技術協会との業務契約に基づき、普通自転車の定期的な整備促進、自転車の安全な利用及び被害者救済を目的とする「TSマーク」の普及のための広報活動を推進する。

3 自転車会員の加入促進

（一財）全日本交通安全協会が募集している自転車会員制度は、自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与する目的であることから、その広報に努める。

※ 会員だけが締結可能な「サイクル安心保険（賠償額1億円）」が付帯する。

4 自転車安全教育指導員の認定等

岩手県自転車安全教育推進委員会の業務として、自転車安全教育指導員に対する研修及び認定、同特別指導員の全日本交通安全協会への申請事務を適正に推進する。

5 二輪車安全運転指導員の審査及び育成

岩手県二輪車安全運転推進委員会の業務として、指導員資格の取得審査を行うほか、委託を受けている原付講習の指導員に対する指導力の向上を図る。

6 交通安全功労者顕彰会の事務

交通安全活動に多大な功労があった交通指導員及び交通警察官を賞揚するため、関係機関・団体で構成された「岩手県交通安全功労者顕彰会」の事務局として、適正な事務処理に努める。

7 県収入証紙の売りさばき事業

運転免許申請者、各種講習申込者等の便宜に供するため、県収入証紙の売りさばき事務を適正に実施する。